議案第 92 号

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 11 月 30 日提出

桐生市長　荒　木　恵　司

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「平成24年度桐生市条例第13号」を「平成24年桐生市条例第13号」に改める。

第10条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2　児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8第1項に規定することども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第10条第3項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2　次のいずれかに該当する者であって、1年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者(同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

附　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第5条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

議　案　説　明

議案第 92 号　桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。